

京都大学	博士（文学）	氏名	片田 晶
論文題目	在日朝鮮人教育言説の社会学的研究 ——民族の意味をめぐる政治——		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本研究は、「共生」の思想・実践の先駆であり、日本社会における民族問題の構成に重要な影響を与えた分野である「在日朝鮮人教育」の運動と研究の言説の歴史的検討を通じて、日本における民族的差異をめぐる政治の解明に貢献することを目指した。具体的には、在日朝鮮人教育の言説を、「民族」の意味をめぐる政治——在日朝鮮人と日本人の差異の意味をめぐる異なる思考・プロジェクトの競合——という視座から分析することで、先進的な社会運動や研究の世界において形成され、力を持った言説において差異が意味づけられてきた特徴的な方法が、日本社会で人種主義の問題をはじめとする社会の公正や平等の問題が軽視される原因の一つとして機能してきたその過程を明らかにした。</p> <p>序章では、本研究の今日的意義と分析の枠組みを述べた。在日朝鮮人教育は、戦後の革新ナショナリズムの政治から今日の「共生」思想の一角へと続いてきた長い歴史を持つ分野である。この分野の支配的な言説は、アメリカのような普遍主義的な統合理念を掲げる社会においてマイノリティ運動がその普遍主義の問題性（人種主義の温存）を乗り越えるべく展開した差異の政治の言説とは本質的に異なっている。従来の研究では、この違いも、また、教師達の言説と在日朝鮮人の子ども・親の声の間に存在してきた隔たりや対立とその社会的帰結も見過ごされてきた。今日の多文化共生社会の歩みを着実なものとするためには、このような従来の認識の限界を乗り越え、日本社会のポストコロニアル状況の特徴とその現在の影響の解明を進める必要がある。</p> <p>1章では、在日朝鮮人教育言説の中核をなす植民地史認識の検討に取り組み、海外の研究とは大きく異なるその歴史認識の特徴を明らかにした。従来の研究では、研究や運動において中核的な役割を果たしてきた「同化」（「同化教育」）という言説の問題関心を自明視しており、それが犠牲にしてきたものについても認識してこなかった。近年、レイシズム研究から、日本における人種主義の否認という問題が指摘されている。また、植民地史研究から、日本の植民地史認識における「同化」のインフレーションという問題——植民地支配の主要な罪悪を「同化」であると捉え、それを反省しようとする認識枠組みの弊害——が指摘されている。植民地主義の核心的問題とその後の課題を、「同化」の問題、この場合、すなわち、朝鮮民族本来の「文化」や「民族性」の剥奪・歪曲による在日朝鮮人の「人間性の破壊」、その回復の課題として捉える在日朝鮮人教育の歴史言説は、日本社会の人種主義やその中で生きる在日朝鮮人の声、彼らの格闘の歴史への認識を回避する特徴を持っている。</p>			

では、このような歴史言説は、誰のどのような目的を果たすために作り出されたのか。2章では、この歴史言説を含む、在日朝鮮人教育運動の支配的な思想の成立過程を、そのルーツである1960年代の革新の政治に遡って明らかにした。在日朝鮮人教育は多様な志向を含むが、1970年代以降の全国的な発展において主流を形成したのは、1971年に発足する「日本の学校に在籍する朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」の中心メンバーと、在日朝鮮人教育研究の第一人者である小沢有作との協力関係の中で生み出された言説である。そこでは、在日朝鮮人の子どもは「同化」によってその「人間性」を「ゆがめられている」とされ、彼らが民族性の回復を証し立て、民族的な違いを「くرامさずに」生きることが最重要課題とされる。ここに見られる、日本社会の差別の問題に関心の外へ置く論理構造は、米帝国主義からの日本民族の独立・解放と冷戦の政治の下で在日朝鮮人に「新しい朝鮮人への変貌」を求めた1960年代の革新の政治から引き継がれたものである。一方、1970年代以降の重要な変化として、「民族」が愛国や社会主義の運動から乖離し、日本人との区別の確保それ自体が目的化した。

3章では、1960年代後半から70年代初頭の大阪市の学校現場に上述の言説が定着した過程と、脆弱ながら学校現場に存在していた差別の問題への関心の行方を論じた。在日朝鮮人集住地域の学校では、学校教育上の深刻な「問題」としての在日朝鮮人児童・生徒の存在に悩み、「大阪市外国人子弟教育問題研究協議会」を中心に、差別的利害関心による動きから積極的な教育保障の志向まで、様々な問題意識が混在していた。このような中、「考える会」発足の契機とされた、中学校校長会による差別文書は、教師の間に存在した人種主義が顕著に記されたものであったが、この事件の反省として確立されたのは、在日朝鮮人が公立学校に学ぶ現状は「不条理」であり、その不条理を克服するために彼らの「民族的自覚」を育成し、本名を名のらせることが不可欠であるとの教育認識とその実践であった。

4章では、1950年代後半から60年代の日教組の全国教育研究集会において、日朝友好の政治が教師達の問題関心を変容させた過程を跡づけた。革新ナショナリズムと冷戦下の政治を背景とする日朝友好運動（共和国帰国運動、日韓反対闘争）の高揚は、政治的要請から教育の課題を降ろしてくる〈政治主義〉の立場を急速に成長させ、学校現場の親や子どもの声に対処しようとする〈現場主義〉の立場を衰退させた。従来は貧困や進路の差別などの日本社会による疎外と結び付けられていた在日朝鮮人の子どもの問題——荒れ・非行、低学力、性格の暗さ、人格の歪みなど——がいまや、公立学校で学んでいること（「民族教育」の欠如）による弊害であると語られることになった。

5章では、1970年代以降の在日朝鮮人教育の全国的発展をリードした「考える会」の運動の原点とされる大阪市立長橋小学校の運動を振り返り、子どもと教師の物語のすれ違いを考察した。従来、この事例は子ども・親が要求した民族性の回復を保障した

日本人教師の先駆的運動であると理解されてきた。しかし、教師の語りを丁寧にたどると、教師と子ども・親は、「差別」という言葉を異なる意味で用いて、異なる問題を――教師は在日朝鮮人の民族性の喪失の深刻さを、子どもは日本社会の排除・蔑視・不平等の不当性を――語っており、教師による運動の物語においては子どもの声はその意味を回収され語り変えられてしまっていた。

6章では、1970年代以降、日本の学校で成長した二・三世たちによって「差別と闘う」民族的主体が分節化され、日本社会の人種主義に挑戦するこの運動が、在日朝鮮人の「同化」を問題とする日本人教師達の運動との間に対立点を形成する過程を跡づけた。日立就職差別裁判闘争とその後の「民族差別と闘う連絡協議会」の運動は、当初、先行の運動の言説に依拠して出発したが、やがて「同化」とは日本社会の差別と闘わず、沈黙することを言うのだと主張して「同化」を再定義し、独自の「民族的主体」像、すなわち、日本社会の差別の中で構成され、差別への対抗性を主眼とする在日朝鮮人アイデンティティを打ち出した。これに対し、5章までで注目した日本人教師達の運動は、このような在日朝鮮人理解の共有を回避、拒絶した。結果として、せめぎ合う二つの「共生」の思想が今日へ引き継がれることになった。

終章では、「共生」の先駆とされる在日朝鮮人教育運動において、在日朝鮮人と日本社会の歴史と現在についてのどのような理解が形成されてきたのか、それが現実の社会関係にどのような作用をもたらしてきたのかをあらためて確認するために、＜同化＞と＜差別＞の分析的区別による整理を行った。在日朝鮮人教育の言説を牽引した教師や研究者達は、民族的差異の意味を、＜差別＞すなわち人種主義への対抗としてではなく、今後も保たれていくべき「自然な」文化的、血統的違いとして捉える立場に立ち、在日朝鮮人がその差異を喪失したこと（＜同化＞）を問題とみなし、その回復を課題としてきた。この立場は、今日の社会の「多文化共生」像や在日朝鮮人に関する理解に今なお大きな影響を与えている。一方、本研究に登場した日本の学校に通った二世・三世達は、＜差別＞の中で生きてきた者としての経験と考えを社会と共有すべく語ってきた。それは、その声に応答する何らかの政治的・社会的共同体を願う行為、つまり、ネーションないし市民共同体の「再想像」の実践であり、そのような「共生」の構想であったと言える。本研究では扱えなかったが、様々に存在してきた対話と連帯の実践を含む異なる差異の話法への理解を深め、人種主義の克服に資する差異の語り方を明確にすることを今後の課題としたい。

(論文審査の結果の要旨)

近代国民国家内部における「外国籍児童生徒」に対する公教育の在り方については、20世紀後半以降、国際的にも多くの蓄積がなされてきた。日本においては、1990年代以降の「多文化共生」主義的思考と制度の浸透によって、それ以前の「同化主義的」方向とは異質な新しい状況が生まれているという認識が支持されてきた。本研究は、在日朝鮮人教育の実践と困難をとりあげ、この認識の問題点を精緻な歴史的事例分析によって明らかにすることで、その基底にある思考を批判的に分析した画期的な成果である。日本社会が急激に多国籍化・多文化化する中で、共生社会の実現が喫緊の課題となっている今日、多文化教育の先駆として敗戦直後から蓄積されてきた在日朝鮮人教育運動の多面的検討がますます重要性を帯びている。本研究は、こうした研究の系譜において重要な貢献をするものとして位置づけられる。

本研究の社会学的意義は以下の三点にまとめることができる。第一は、これまで日本の公立小中学校において日本人教師が主導した在日朝鮮人児童生徒に対する民族教育実践については「反差別」の先進的な実践として評価されてきたが、本研究はそれと正反対に、在日朝鮮人の民族主体性確立を強調することで、日本社会のレイシズム的差別に対して、それを不問にする側面、いわば「反差別」を掲げながら実質的には「反一反差別」的性質を帯びていることを明らかにした点である。

日本の公教育における(在日朝鮮人に対する)民族教育は、日本人教師を主体として実践されてきた点で特異な性格を持っている。そのため、在日朝鮮人の民族的主体の確立は、同時に、日本人の民族的主体の確立(国民・民族的アイデンティティの形成や、その境界の固定化と本質化)を促進し、結果的に外国人を市民的共同体から排除する萌芽を内包していた。日本人教師集団が、在日朝鮮人社会の在るべき姿を決定し、あるべき在日朝鮮人の児童生徒像を演繹してそこからの逸脱を統制することが、反差別の実践から乖離していく様子を、大阪の市立小学校における事例から明らかにした。従来、子どもや親が要求した(とされる)民族性の回復を保障した日本人教師の先駆的運動であると理解されてきた教育実践が、教師と子ども・親は、「差別」という言葉を異なる意味で用い、異なる問題を—教師は在日朝鮮人の民族的欠落(同化)を、子どもは日本社会の排除・蔑視の不当性を(差別)—語っていたことが明らかになった。こうしたすれ違いが両者の間の大きな乖離を生み出したのである。

本研究の第二の意義は、これまで一体化して語られてきた在日朝鮮人民族教育における「差別」と「同化」を、明確に区分して問題化し、「反同化」主義的教育実践が日本社会の日常に蔓延する民族差別に対する「反差別」の意識と行為を十分に対象化できなかったことを明らかにした点である。このために本研究は、「同化」についての理論的枠組を整理し、在日朝鮮人に対する「同化」の議論が、四つの異なった位相において行われており、それが同化をめぐる議論を「混乱」させてきたことを指摘する。「同化」の対象とされる民族像も四つの位相ごとに異なる像として設定された。

すなわち、戦後日本社会において「在日朝鮮人になる」という文脈に民族像を設定する第一の位相、確立された民族組織や典型的な在日朝鮮人知識人がコミットしてきた祖国政治 (homeland politics) を志向する第二相。さらに第三相には、それと連帯する革新的な日本人によって、日本民族ナショナリズム (革新ナショナリズム) を背景として語られた在日朝鮮人の民族的主体。最後の位相としては、個人によって否定されたり拒否されたり変更されたりすることのない〔自然な〕「人種」のような範疇に解釈される民族である。これらが複雑に絡み合って「同化」と「反同化」を社会的に構築してきた過程が詳細に明らかにされる。とくに日本による朝鮮植民地支配の歴史が、1960年代に、第二と第三の位相の同化論によって、「差別」の歴史でなく「同化」の歴史として大きく書き換えられていったという指摘は重要である。

第三の意義は、これまでの多文化教育研究において定説化されてきた、同化主義からプルーラリズムへという移行モデルの我が国への適用に対して、効果的な批判を提示した点である。イギリスをはじめ外国籍児童生徒に対する公教育についての研究が進展している社会では、すでに同化主義からプルーラリズムへという移行モデルが確立しており、その影響を受けて日本の多文化教育研究においてもこの移行モデルが導入され、1970年代前半を機にそれ以前の同化主義に対して、それ以降新しい教育運動が出現し90年代の多文化共生教育へとつながるとされた。本研究は、移行モデルに基づくこの「断絶と再生」論を鋭く批判し、1960年代以前の「同化主義」と対峙した日本人教師集団の運動が孕んでいた問題点や限界が、1970年代以降の新しい教育運動にも継承され再強化されたことを指摘する。「在日教育のゴールは民族学校の門まで(子供を)連れて行くこと」という1960年代までの言説の孕む問題点がそのまま、1970年代の在日朝鮮人児童生徒への教育実践のなかで、朝鮮人生徒からの「要求」を「改ざん」し差別解消を背景に斥けていく原動力となったのである。

このような画期的な意義をもつ研究とはいえ本論に問題がないわけではない。在日朝鮮人教育において反同化主義を根幹に据え反差別を曖昧化した理論的リーダーとして批判の対象とした小沢有作の研究について、小沢が運動のための言説とは別に学術的議論を展開している論考を十分には検討していない点、1970年代の民族教育の実践を主導した全朝教系の運動についても、言説レベルと実践(実態)レベルを一体化して単純に批判している点などは、大きな問題点として指摘できる。しかし、こうした弱点については本人も自覚しており、本論全体の意義を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2019年7月3日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。